

一般財団法人さいたま住宅検査センター
長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査業務手数料規程

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定める「一般財団法人さいたま住宅検査センター長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査業務規程」(以下「業務規程」という。)に基づき、一般財団法人さいたま住宅検査センター(以下「センター」という。)が実施する技術的審査業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

(技術審査手数料)

第2条 業務規程第12条第1項に規定する技術的審査手数料(以下「手数料」という。)の額は、一件につき別表1のとおりとする。

(手数料の減額)

第3条 センターは、技術的審査業務の実施において、継続して多量の取引が見込める場合、その他センターが必要と認める場合にあつては、前条に規定する手数料をその実費を勘案して減額することができる。

(手数料の収納方法)

第4条 センターは、技術的審査の申請を引受けたときは、前条の規定により算定した手数料を、センターが指定する金融機関の口座に振込みにより建築主等から収納する。ただし、緊急の場合その他センターが必要と認める場合においてはこの限りでない。

2 前項の振込みに要する費用は、建築主等が負担する。

(手数料の返還方法等)

第5条 センターは、手数料を建築主等に返還する場合においては、建築主等が指定する金融機関の口座へ振込みにより返還するものとする。

2 前項の振込みに要する費用は、センターが負担する。

3 返還する手数料には、利子は付さないものとする。

附 則

この規程は、平成21年5月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査業務手数料

(1) 一戸建て住宅(一般物件)

単位:円(税込み)

床面積		全ての基準に関する 技術的審査	居住環境に関する基準 を除く技術的審査	長期使用構造とするための 措置に関する技術的審査
200㎡以下	単独審査の場合	47,300	44,000	41,800
	設計住宅性能評価同時審査の場合	12,100	11,000	10,450
200㎡超え	単独審査の場合	58,300	55,000	52,800
	設計住宅性能評価同時審査の場合	17,600	16,500	15,950

※ 計画の変更に係る技術的審査については、1項目につき5,500円(税込み)とし、面積に応じ上表の金額を上回らない額とする。

(2) 一戸建て住宅(住宅型式性能認定・型式住宅部分等製造者認定)

単位:円(税込み)

床面積		全ての基準に関する 技術的審査	居住環境に関する基準 を除く技術的審査	長期使用構造とするための 措置に関する技術的審査
200㎡以下	単独審査の場合	34,100	30,800	28,600
	設計住宅性能評価同時審査の場合	8,800	7,700	7,150
200㎡超え	単独審査の場合	41,800	38,500	36,300
	設計住宅性能評価同時審査の場合	12,650	11,550	11,000

※ 計画の変更に係る技術的審査については、1項目につき5,500円(税込み)とし、面積に応じ上表の金額を上回らない額とする。

(3) 共同住宅等

単位:円(税込み)

床面積		全ての基準に関する 技術的審査	居住環境に関する基準 を除く技術的審査	長期使用構造とするための 措置に関する技術的審査
200㎡以下	単独審査の場合	58,300 + M × 15,400	55,000 + M × 15,400	52,800 + M × 15,400
	設計住宅性能評価同時審査の場合	14,850 + M × 12,100	13,750 + M × 11,000	13,200 + M × 11,000
200㎡超え 500㎡以下	単独審査の場合	69,300 + M × 15,400	66,000 + M × 15,400	63,800 + M × 15,400
	設計住宅性能評価同時審査の場合	17,600 + M × 12,100	16,500 + M × 11,000	15,950 + M × 11,000
500㎡超え 1,000㎡以下	単独審査の場合	135,300 + M × 15,400	132,000 + M × 15,400	129,800 + M × 15,400
	設計住宅性能評価同時審査の場合	34,100 + M × 12,100	33,000 + M × 11,000	32,450 + M × 11,000
1,000㎡超え 2,000㎡以下	単独審査の場合	327,800 + M × 11,000	324,500 + M × 11,000	322,300 + M × 11,000
	設計住宅性能評価同時審査の場合	56,100 + M × 7,700	55,000 + M × 7,700	54,450 + M × 7,700
2,000㎡超え 10,000㎡以下	単独審査の場合	553,300 + M × 11,000	550,000 + M × 11,000	547,800 + M × 11,000
	設計住宅性能評価同時審査の場合	138,600 + M × 7,700	137,500 + M × 7,700	136,950 + M × 7,700
10,000㎡超え 20,000㎡以下	単独審査の場合	828,300 + M × 11,000	825,000 + M × 11,000	822,800 + M × 11,000
	設計住宅性能評価同時審査の場合	207,350 + M × 7,700	206,250 + M × 7,700	205,700 + M × 7,700
20,000㎡超え 50,000㎡以下	単独審査の場合	993,300 + M × 8,800	990,000 + M × 8,800	987,800 + M × 8,800
	設計住宅性能評価同時審査の場合	248,600 + M × 6,050	247,500 + M × 6,050	246,950 + M × 6,050
50,000㎡超え	単独審査の場合	1,048,300 + M × 8,800	1,045,000 + M × 8,800	1,042,800 + M × 8,800
	設計住宅性能評価同時審査の場合	262,350 + M × 6,050	261,250 + M × 6,050	260,700 + M × 6,050

※1 Mは、審査を実施する住戸数を示す。

※2 計画の変更に係る技術的審査については、別途協議する。